

公文書管理条例の制定状況と小平市公文書管理条例について－今後の課題を考える

伊藤久雄（認定NPO法人まちぽっと理事）

小平市公文書管理条例（小平市公文書等の管理に関する条例）は2021年第1回定例会に提案され、3月26日の本会議で可決された（施行は10月1日、一部2022年10月1日）。都内では東京都条例も含めて5例目になる。

まちぽっとリサーチでは、総務省調査（2017年10月1日現在）に基づいた策定状況を踏まえて、2018年9月30日に「公文書管理条例の制定状況と今後の課題」として報告している。総務省の調査はその後行われていないが、一般財団法人地方自治研究機構の調査があるので、以下、文書管理条例の制定状況を概観するとともに、小平市公文書管理条例について都内市区の策定済み条例と比較し、今後の課題を考えたいと思う。

1. 公文書管理条例の制定状況

地方自治研究機構の調査（2021年1月22日更新）に小平市を加えると、以下のような状況になる。

公文書管理条例の制定状況

	制定数	自治体名	割合（％）
都道府県	14	島根県、熊本県、鳥取県、香川県、東京都、愛媛県、山形県、滋賀県、高知県、兵庫県、新潟県、三重県、長野県、群馬県	29.8
指定都市	4	名古屋市、大阪市、札幌市、相模原市	20.0
市区町村	24	宇土市、ニセコ町、安芸高田市、志木市、草津市、秋田市、小布施町、高松市、三豊市、藤沢市、高根沢町、天草市、大槌町、那須町、豊島区、渋谷区、八王子市、世田谷区、野洲市、市川市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市、小平市	1.4
計	42	—	2.4

※自治体名は制定順である。

前回の総務省調査（（2017年10月1日現在）から3年半ほどで倍増している。特に都道府県は5都県から14都県へと3倍近く増加し、市区町村も倍増している。その中で、指

定都市は変わっていない。横浜市や川崎市はどうなっているのだろうか。

なお川崎市には公文書館があり、公文書館条例が制定されている。末尾に川崎市公文書館関連規定一覧を示しているので参考にさせていただきたい。

2、東京都内市区町村の状況と特徴

(1) 制定状況

都内市区町村の条例制定状況について、2018年9月30日のまちぼっとリサーチでは、板橋区を制定自治体に入れていた。しかしこれは、公文書館条例の間違いであった（訂正）。都内市区町村の状況は、豊島区、世田谷区、八王子市に小平市を加えて4自治体となっている。そこで、この4自治体条例内容を概観しておきたいと思う（次ページ、詳しくは参考資料参照）。

(2) 特徴

都内自治体の公文書管理条例（次ページ）の主な内容をもとに、以下簡単に特徴を記す。

① 対象（実施）機関

4自治体とも首長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会が共通しているが、世田谷区、八王子市、小平市は農業委員会を加えている。また出資法人を努力義務としているのは4自治体共通だが、八王子市と小平市は指定管理者も努力義務を課している。

② 作成義務

4自治体とも実施期間の職員に作成義務を課している。

③ 移管・廃棄

移管については豊島区が区長に、小平市は教育委員会に移管するとしている。世田谷区と八王子市は移管手続きを定めていない。

廃棄については、豊島区と世田谷区はあらかじめ公文書（等）管理委員会の意見を聴かなければならないとしている。八王子市には公文書等管理委員会は設置されていない。

④ 利用請求権

八王子市と小平市は「何人」にも利用の利用請求権を認めている。豊島区と世田谷区は定めがない。

⑤ 特定重要文書

世田谷区以外は特定重要文書を規定し（小平市は特定歴史公文書）、廃棄手続きを定めている。

⑥ 公文書等管理委員会

八王子市以外は設置している。ただし小平市は、情報公開・個人情報保護・公文書管理

都内自治体の公文書等管理条例の主な内容			
自治体	対象(実施)機関	作成義務	移管・廃棄
豊島区	区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会 出資法人等は、条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努める	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を適正に作成しなければならない	保存期間が満了したフォルダ等で、重要公文書に該当するものは区長に移管(議会に準用)。保存期間が満了したフォルダ等は適切に廃棄 廃棄しようとするときは、あらかじめ、公文書等管理委員会の意見を聴かなければならない
世田谷区	区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会 出資法人等は、条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努める	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない	保存期間の満了したフォルダ等については、適切な方法により、これを廃棄しなければならない 廃棄するときは、適切な方法により公表するとともに、あらかじめ公文書管理委員会の意見を聴かなければならない
八王子市	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 出資法人等、指定管理者は、条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努める	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない	保存期間が満了した公文書について、第5条第5項の規定による定めに基づき(保存期間を設定する際は、保存期間が満了したときの措置として、選別基準に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない)、保存し、又は廃棄しなければならない。
小平市	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 出資法人等、指定管理者は、条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努める	文書を作成しなければならない。ただし、処理に係る事案が軽微なものであるときは、この限りではない	教育委員会以外の実施機関は、保存期間が満了した文書について教育委員会に移管し、又は廃棄しなければならない。教育委員会は、(以下同様)。
自治体	利用請求権	特定重要公文書	公文書等管理委員会等
豊島区		特定重要公文書は永久保存 歴史資料として重要でなくなったと認める場合には廃棄することができる 廃棄しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない	公文書等管理委員会 区長の諮問に応じ、調査、審議、答申する
世田谷区			公文書管理委員会 区長から諮問を受けた事項について調査審議 公文書の管理に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる
八王子市	何人も、市長に対して、目録に記載されている歴史的に価値ある公文書の利用の申出をすることができる。市長は歴史的に価値ある公文書を利用させることができる	歴史的に価値ある公文書は、廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない 将来にわたり保存する必要がなくなったと認める場合には、当該歴史的に価値ある公文書を廃棄することができる	
小平市	何人も、教育委員会に対して、特定歴史公文書の利用の請求をすることができる	特定歴史公文書は劣化等により廃棄される場合を除き、永久保存	情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 実施機関の諮問を受けて審議し又は意見を述べることができる、

審議会としている。

3. 今後の課題

(1) 条例制定の促進を

総務省調査（平成 29 年 10 月 1 日）によれば、都道府県 47 団体（100.0%）、指定都市 20 団体（100.0%）、市区町村（指定都市を除く）1,605 団体（93.3%）が公文書管理手続きを定めているが、多くは規則等であって条例は冒頭で報告したようにきわめて少ない。

公文書の作成、保存、廃棄等の手続きは、行政の透明性を高めるうえで重要な課題である。議会が関与する条例策定を急ぐべきである。

(2) 文書管理条例による保存のあり方

4 自治体の条例で、保存についてどのように規定しているか、以下に示す（下線、伊藤）。

- 豊島区条例－適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 世田谷区条例－内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために、必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 八王子市－内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 小平市－内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

4 自治体とも「必要な場所」とするだけで、具体的な場所は明示していない。はたしてそれで適切な管理、保存ができ、情報公開などに対応できるのかどうか、はなはだ疑問である。公文書館のような決められた場所が必要な所以である。

(3) 公文書館の必要性和公文書館条例

総務省調査（平成 29 年 10 月 1 日）によれば、公文書館を設置済みの自治体は、都道府県 33（70.2%）、指定都市 8（40%）、市区町村 97（5.6%）と、特に市区町村の設置状況はきわめて少ないのが現状である。

最近、国のみならず、都道府県もふくめて管理・保存がずさんで、「不存在」とするケースも目立つ。都内でも、東京都以外の公文書館は以下のように現在も3か所に過ぎない。

- ・ 板橋区公文書館
- ・ ふるさと府中歴史館
- ・ 武蔵野ふるさと歴史館

ふるさと府中歴史館は、国府（武蔵野国国府）資料展示室、公文書史料室・公文書史料展示室などであって、古文書など歴史文書の展示室である。武蔵野ふるさと歴史館も、地域の歴史を学ぶ拠点として古文書、民俗、考古資料、戦争関係資料などを収集、保存、研究、公開する機能を持った施設である（この2施設とも「公の施設」として条例がある）。

したがっていわゆる公文書一実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとして位置づけられた文書を保存し、公開する公文書館は、東京都と板橋区のみである。いずれにしても、全国的な課題であるが、公文書管理条例とともに公文書館の設置および条例策定も今後の課題である。

板橋区公文書館条例は、その「目的および設置」について、次のように位置づけている。

第1条 目的および設置

区民に広く開かれた区政運営を推進するため、区に関する公文書、刊行物その他の記録（以下「公文書等」という。）で歴史資料として重要なものを収集し、保存し、及びこれらを広く区民の利用に供することを目的として公文書館法（昭和62年法律第115号）に基づき、東京都板橋区立公文書館（以下「公文書館」という。）を東京都板橋区本町24番1号に設置する。

<参考資料>

- 公文書管理条例等の制定状況に関する調査について（平成29年10月1日、総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000542521.pdf
- 文書管理条例の制定状況（地方自治研究機構（2021年1月22日更新）
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019_officialdocumentmanagement.htm
- 公文書管理条例の制定状況と今後の課題（2018-09-30 まちぽっとリサーチ）
<http://machi-pot.org/modules/project/uploads/20180930.pdf>
- 豊島区公文書等の管理に関する条例
<https://www.city.toshima.lg.jp/030/documents/documents/koubunsyokanijyourei.pdf>
- 世田谷区公文書管理条例
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/006/d00184216_d/fil/jyo

[urei.pdf](#)

- 八王子市公文書の管理に関する条例

https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/gl25RG00000748.html

- 小平市公文書の管理に関する条例
(PDF)

- 国立・都道府県立の公文書館及び関連機関と、東京都内の公文書館及び歴史資料保存機関へのリンク集（東京都公文書館）

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/05link.htm>

- 川崎市公文書館関連規定 一覧

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000009063.html>